

国民年金の免除・猶予制度

平成21年7月から平成21年度申請受付が始まります

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請手続きによって、保険料が「免除」、「一部免除（一部納付）」又は「猶予」される制度があります。

■免除制度は次の3種類です。

①免除（全額免除・一部免除（納付））申請

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料が全額免除又は半額免除（納付）などの一部免除（納付）となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

（4月から申請を受理しています。）
学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

なお、申請には学生証のコピー又は在学証明書が必要になります。

■その他

※失業の場合、雇用保険の「雇用保険受給資格者証の写し」又は「離職票の写し」の添付が必要になります。

※倒産、事業廃止の場合はその事実を明らかにする書類が必要になります。

※震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。

※年金受給額、年金受給資格に影響があります。
詳しい事は、左記までお問い合わせください。

問 くらし部健康課

☎(23)91315



担当:馬場

国民健康保険証を 更新します！

更新します！

現在お持ちの国民健康保険証を平成21年8月1日で更新します。

また、70歳から74歳までの方がお持ちの高齢受給者証も同時に更新します。

保険証及び高齢受給者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。
国民健康保険にご加入されているつしやる世帯の全員分を同封します。

こういう時には

14日以内に届出を

◆会社の健康保険等に加入された時
（国民健康保険喪失の届出）

届出に必要なもの

・新しくできた健康保険証
・今までの国民健康保険証

◆会社等を退職された時
（国民健康保険加入の届出）

届出に必要なもの

・健康保険喪失証明書、離職票等の退職日が確認できる書類

◆届出の場所 市民課窓口

※この他に本人確認書類（免許証等）や認印が必要になる場合があります。

問 くらし部 健康課

☎(23)91315



担当:中島

または山内・北方支所まで

【有料広告】

おっこ 0954-27-8330

ひだまりOKKO 堂

やりたい事を自分のペースで パソコン教室

お子様から大人の方まで楽しみながら！
他…貸教室・美髪教室・チョークアート・羊毛手芸

武雄市朝日町甘久3番地6 e-mail hidamari@mx31.tiki.ne.jp <http://ww31.tiki.ne.jp/~hidamari/>